

ホストタウンの推進について

内閣官房オリパラ事務局説明資料

(内閣官房東京オリンピック競技大会・東京パラリンピック競技大会推進本部事務局)

1月14日 地方創生に関する説明会

ホストタウンとは

1. 以下の取組みを行う地方公共団体は、ホストタウンとして登録できる。

① 住民等と次に掲げる者との交流

- － 大会等に参加するために来日する選手等
- － 大会参加国・地域の関係者
- － 日本人オリンピック・パラリンピアン

② ①に伴い行われる取組みであって、スポーツの振興、教育文化の向上及び共生社会の実現を図ろうとするもの

2. 内閣官房オリパラ事務局に、団体からの相談・申請等を受け付ける窓口を設置する。

3. 関係府省庁は、各種財政措置（特別交付税などの地方財政措置を含む）、人材の派遣、情報提供などを通じ、ホストタウンの取組みを支援する。



大会前後を通じた継続的な取組みにしていく



上記取組みを核として、更に地域のグローバル化、活性化、観光振興等へとつなげていく

ホストタウンの事業(イメージ)

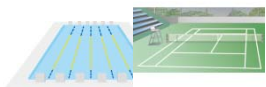
2016～
(大会開催まで)

2020
(大会中)

2020～
(大会直後～)

オリパラを契機とした選手や関係者等の呼び込み

事前合宿の受入れ



姉妹都市交流等



オリンピック・パラリンピアンとの交流

選手による講演

土曜学習会で競技体験



相手国の関係者との交流

ウェルカムパーティーの実施



相手国の応援



外国を知り、日本を伝える

相手国の言語・文化の学習

日本の伝統文化の学習



相手国選手との交流

競技終了後に
選手が地域を往訪

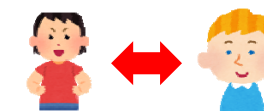


国際競技大会の
事前合宿の受入れ



相手国の関係者との交流

両国生徒の相互往来



人材育成、ソフト・ハードの充実を大会のレガシー(遺産)に

大会後も継続して交流

ホストタウンへの地方財政措置案の概要

- 特別交付税措置
 - 交流事業等に係る経費
 - 対象経費の一般財源合計額の2分の1
- 地域活性化事業債
 - これまで対象外だった競技施設の改修経費を一部対象に
 - いわゆるIF基準（国際競技連盟が定める基準）を満たすために必要な既存の競技施設等の改修経費
 - 起債充当率 90%
 - 元利償還金に対する普通交付税措置 30%


※いずれも平成28年度予算からとなる予定

これまでの取組み及び今後のスケジュール

平成27年

- 7月28日 遠藤大臣より構想の概要を公表
- 7月29日 全国知事会議で、遠藤大臣より構想への参加を呼びかけ
- 8月 5日 全国の都道府県・政令指定都市向けの説明会を実施
- 9月30日 関係府省庁連絡会議（第2回）
// 事業要綱・公募要項等を全国へ発出
- 11月 2日 ホストタウンの登録申請の受付開始
- 12月11日 一次登録の受付締切

自治体向け
説明会を
随時実施



平成28年

- 1月 ホストタウンの一次登録（予定）
- ⇒ リオデジャネイロ大会（平成28年8月）以降登録を本格化

※ 来年度以降、ホストタウンとして登録された自治体に対し、日本人選手を派遣することを検討

(参考) ホストタウンの一次登録申請の概要

○申請件数 (※ 1)	69件
うち	
県による単独申請	5件
市区町による単独申請	57件
県と市町村による共同申請	7件
・申請団体となっている都道県数 (※ 2)	10
(うち共同申請に参加)	5)
・申請団体となっている市区町村数	71
(うち共同申請に参加)	14)

※ 1 複数の国との交流計画を出している場合も1件とカウント

※ 2 違う市町村との連携により複数申請している場合も1団体とカウント